

長崎大学における寄附金からの一部拠出に関する取扱要領の制定について  
制定理由

本学の教育研究の更なる活性化を目的として、本学が受け入れた寄附金の一部を西遊基金に拠出することとし、その取扱いに関し必要な事項を定めるため、この要領を制定するものである。

平成30年 4月 1日  
学長裁定

長崎大学における寄附金からの一部拠出に関する取扱要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、長崎大学寄附金取扱規程（平成16年規程第68号）第11条の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）が受け入れた寄附金（以下「寄附金」という。）からの一部拠出の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(一部拠出)

第2条 本学の教育研究の更なる活性化を目的として、寄附金の一部を西遊基金（長崎大学西遊基金規則（平成29年規則第33号）に規定する長崎大学西遊基金をいう。以下同じ。）に拠出するものとする。

(一部拠出の額)

第3条 一部拠出の額は、寄附金の額の2%に相当する額（千円に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(対象外の寄附金)

第4条 次に掲げる寄附金は、一部拠出の対象としない。

- (1) 寄附講座又は寄附研究部門の設置を目的として寄附されたもの
- (2) 公募による各種研究助成金の採択により寄附されたもの
- (3) 本学所属の教員個人から自己の資金により寄附されたもの
- (4) 西遊基金に寄附されたもの
- (5) 附属学校に寄附されたもの
- (6) その他学長が認めたもの

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、寄附金からの一部拠出に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、この要領による寄附金からの一部拠出は、施行の日以後に申込みされる寄附金について適用する。